

議員提出第1号議案

安城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年3月23日提出

安城市議会議員	野	場	慶	徳
〃	杉	浦	秀	昭
〃	大	屋	明	仁
〃	坂	部	隆	志
〃	近	藤	之	雄
〃	今	原	康	徳

安城市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

安城市議会議員政治倫理条例（平成26年安城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「市等の職員」を「市等の職員に対し嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、議員が遵守すべき政治倫理基準をより明確にする上で必要があるため。

議員提出第2号議案

受動喫煙防止対策の強化に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

平成30年3月23日提出

安城市議会議員	近藤之雄
〃	杉浦秀昭
〃	大屋明仁
〃	宮川金彦
〃	坂部隆志
〃	野場慶徳
〃	白山松美
〃	今原康徳

—提案理由—

この案を提出したのは、たばこの煙による深刻な健康被害を招かないように、受動喫煙防止対策を進めることを国に要望するため。

受動喫煙防止対策の強化に関する意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の「喫煙の健康被害に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）」では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5000人と推計している。

たばこの煙による健康被害について、こうした報告がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策を、国際社会に発信する必要がある。

よって、国におかれては、受動喫煙防止対策の強化を検討するにあたっては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 学校、病院、児童福祉施設等、行政機関は、屋内完全禁煙とすること。
- 2 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 3 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を図り規制を検討すること。
- 4 受動喫煙防止対策を講じるにあたっては、準備と実施までの周知期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

安 城 市 議 会